

第2回定例会での

議決結果

可決した議案

補正予算

平成19年度足立区一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3千850万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2千205億3千850万円とするもの

条例

政治倫理の確立のための足立区長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

郵政民営化法の施行等に伴い、規定を整備するもの

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法の改正等に伴い、退職手当の支給資格要件を改めるとともに、規定を整備するもの

足立区公有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の改正に伴い、規定を整備するもの

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の改正に伴い、一部負担金の負担割合を変更するもの

国民健康保険法の改正に伴い、一部負担金の負担割合を変更するもの

るもの

足立区子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

助成の範囲を拡大するもの

足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

建築基準法の規定に基づく地区計画を実施するもの

(日本共産党足立区議団より反対の立場から討論あり)

足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

建築基準法の規定に基づく地区計画を実施するもの

足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例の一部を改正する条例

中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する手続を整備するもの

足立区江北駅(仮称)周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江北駅(仮称)周辺地区地区計画の変更に伴い、規定を整備するもの

その他の議案

足立区精神障害者地域生活支援センターの指定管理者の指定について

精神障害者地域生活支援センターの指定管理者を指定するもの

諮問

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室不承認に対する異議申立てについて、諮問審査の結果、これを棄却すべきものと答申しました

報告

損害賠償請求訴訟に関する和解について

損害賠償請求訴訟につき和解するもの

竹の塚四丁目3番先集積所において、清掃車が次の集積所に移動しようとしたところ、埋め込み式の車止めポールに車両前部が接触し、同ポールを破損した損害賠償の額(9万5千130円)の決定

みなさんからの

請願・陳情

不採択としたもの

区民等の受動喫煙被害を誘発している、禁煙特定区域内の喫煙所の廃止などを求める陳情

陳情の趣旨に沿いかねる

住民税・国保料の負担軽減を求める請願

(日本共産党足立区議団より不採択に反対の立場から討論あり)

請願の趣旨に沿いかねる

意見の分かれた案件

○=賛成 x=反対

議案	会派名及び結果					結果
	自由民主党	足立区議会	公明党	足立区議会	日本共産党 足立区議団	
足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例					x	原案可決
足立区千住大橋駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例					x	原案可決
足立区江北三・四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例					x	原案可決
学童保育室の入室に関する異議申立てについて	棄却	棄却	認容	棄却	棄却	棄却すべきものと答申



第2回定例会の様子

本紙に掲載いたしました代表質問や、議案の内容等は概要です。現在、本会議録を作成中です。詳細については9月中旬以降、区議会事務局・区政相談課・区立図書館でご覧になれます。また、ホームページにも掲載いたします。

お知らせ

平成19年第3回足立区議会(会期 予定) 9月20日(木) ~ 10月19日(金)

あなたの声を請願・陳情で

足立区議会では、区民のみなさんの区政に対するご要望等を、請願・陳情として受け付けています。請願書・陳情書には、特に所定の様式はありませんが、左図を参考にしてお書き下さい。

なお、請願書・陳情書に必要な事項は次のとおりです。請願・陳情の趣旨(具体的に)

請願者・陳情者の住所、氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名) 押印(私印、ただし自署の場合は不要) 紹介議員の署名又は記名押印(陳情書の場合は不要) 提出年月日

あて先(足立区議会議員) 問合せ 区議会事務局議事係 ☎(3880)5797

請願・陳情書の例

についての請願(陳情)

請願(陳情)の趣旨
.....

請願者(陳情者)
住所 氏名 (自署の場合は不要)

紹介議員(陳情には不要)
氏名 (自署の場合は不要)

年月日
足立区議会議員 様

あなたも傍聴してみませんか

区議会では、区民のみなさんの生活に関わる様々な問題について活発に議論を展開しています。本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などでも傍聴できます。

傍聴の受付について

本会議や委員会の傍聴を希望される方は「傍聴券」が必要です。

傍聴の申込みは、開会予定時刻の1時間前から30分前まで本庁舎中央館6階の区議会事務局で受け付けています。定員を超えた場合は抽選を行います。定員を超えた場合は先着順に傍聴券をお渡しします。

傍聴券に住所・氏名を記入していただき、係員に提示し、本会議場、委員会室



問合せ 区議会事務局議事係 ☎(3880)5797